

生徒心得

基本目標

本校生徒は校訓の『自主』『剛健』『協和』の精神を自覚し、高校生としてふさわしい日常の生活態度を体得し豊かな人間性を高めるとともに端正質素たる容儀を保持することに努める。

1 礼儀

- (1) 本校生徒としての誇りを持ち言語行動に注意する。
- (2) あいさつを励行する。
- (3) 校長室、職員室、事務室等や会議をしている場所に入る場合は、ノックをして許可を受ける。

2 服装

服装は本校所定の制服を着用し、常に端正・清潔を旨とし高校生としての容儀を保つこと。なお、詳細は制服仕様による。採寸した制服を变形して着用してはならない。

3 通学

- (1) 登下校時は交通法規や交通道徳を遵守する。
- (2) 自転車通学者は自転車使用心得を守る。
- (3) 遠距離より通学する者は、帰宅時間を家人に知らせておく。
- (4) 電車・バス通学をする者は、他の乗降客の迷惑にならないように整然と乗り降りする。

4 欠席等

- (1) 欠席・遅刻・早退はやむを得ない事由がない限りしない。
- (2) 病気、その他の事情により欠席・遅刻をする場合は、事前に必ず学校に連絡する。ただし、病気で長期間欠席する場合は、医師の診断書を添える。
- (3) 忌引き等は所定の届書を学校に提出する。忌引き日数はつぎのとおりとする。
父母・・・7日　兄弟姉妹・・・3日　祖父母・・・3日　伯叔父母・・・1日
ただし、葬祭のために遠隔の地へ行く必要がある場合には、移動に要した往復日数を加算することができる。
- (4) 公式試合、就職・進学試験等により欠席をしなければならない場合には、事前に届書を校長に提出する。

5 校内生活

- (1) 集団生活においては規律を遵守し、自己の行動に責任を持ち他人の迷惑になるようなことは慎むこと。
- (2) 学習は生徒の本分であることを自覚し、一意専心学業に励むこと。
- (3) 校内では静粛を旨とし、右側通行を守り非常の際を除いては走らない。
- (4) いかなる場合でも暴力を行使してはならない。
- (5) 上履きは所定のものを使用し、校舎内ではコート、マフラー、帽子、手袋等は着用しない。
- (6) 登校後は原則として外出は禁止する。やむを得ない事由がある場合には外出許可証をホームルーム担任から発行してもらって外出する。
- (7) 貴重品は身につけ、所持品には氏名を記し必要以外の金銭、物品は持参しない。
- (8) 拾得物や遺失物は、すみやかにホームルーム担任または生徒指導部に届け出る。
- (9) 学校の施設・備品を使用する際には、責任者を明確にし、職員の許可を受け、返納及び後始末は責任を持って行う。
- (10) 校内外においては集会、文書の発刊、配布、貼紙、掲示、陳列等や金銭、物品等を徴収する場合には、生徒指導部に届け出て校長の許可を受けてから行う。
- (11) 学校の建物・器具は大切に扱い、誤って破損した場合はホームルーム担任または生徒指導部に届け出て指示を仰ぐこと。その場合事情により弁償の責任を負うことがある。

6 校外生活

- (1) 校外生活においては常に本校生としての誇りと品位を保ち、互いに戒め助け合い、社会的責任を持つ行為をしなければならない。
- (2) 個人の行動によって学校や全生徒の名誉を傷つけるような一時的な享楽を目的とした行為は絶対にしない。
- (3) 外出の際は、必ず身分証明書を所持し、用件、行き先、帰宅時間を家人に告げておく。
- (4) 夜間外出、外泊については保護者等の承諾を得るものとする。
- (5) 男女交際は互いの人格を尊重し、保護者等の了解のもとに明朗・清純・健全で高校生としての交際範囲を越えないこと。

- 7 交通安全
(1) 生命の尊さを認識し交通法規や交通マナーを遵守し、交通事故の未然防止に努める。
(2) いかなる場合においてもオートバイの運転を禁止する。なお自転車・オートバイの二人乗りも禁止する。

制服について

- 1 冬季制服時（10月1日～5月31日）
(1) プレザー・ネクタイ・リボンを必ず着用する。ただし、授業中、暑い時にはプレザーを脱いでもよい。
(2) ワイシャツは白のワイシャツを着用する。
(3) 防寒用として黒、紺、グレー、ベージュ、白系の派手でないV襟無地のセーター、カーディガン、ニットベストを着用してもよい。小さいワンポイントは可とする。大きなワッペン、ライン等はない方が望ましい。
- 2 夏季制服時（6月1日～9月30日）
(1) 黒、紺、グレー、ベージュ、白系の派手でないV襟無地のセーター、カーディガン、ニットベストを着用してもよい。小さいワンポイントは可とする。大きなワッペン、ライン等はない方が望ましい。
(2) 白いワイシャツ、白い開襟シャツ、又は白い無地のポロシャツを着用する。
(3) ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。
- 3 通学靴は、黒、茶系の革靴または運動靴とする。
- 4 ソックスは黒、紺系無地または白無地とする。
- 5 コート類は黒、紺、グレー等の華美でないものとする。
- 6 スラックスにはネクタイの着用、スカートにはリボンの着用とする。
- 7 衣替えの前後2週間に移行期間を設ける
- 8 冬季に自転車通学者が防寒着を着用して登下校することは差し支えない。

交通安全について

- 1 運転免許の取得について
(1) 原付・自動二輪の免許取得は認めない。
(2) 普通車免許取得のための自動車学校への入校は、卒業年度の12月1日以降とし、進路が決定し、成績不振科目のない者に許可する。
(3) 普通車免許取得を希望する者は、保護者等、ホームルーム担任了解の上、生徒指導部に『免許取得許可願』を提出し校長の許可を受けること。
- 2 自転車通学について
(1) 自転車通学を希望する生徒は、所定の『自転車通学許可願』に必要事項を記入し、ホームルーム担任に提出する
(2) 通学用自転車の点検、確認を受ける。
(3) 本校所定の、自転車通学許可ステッカーの交付を受け、後輪泥よけ上部に貼る。
(4) 学校で実施する定期安全点検は必ず受ける。ただし、途中まで使用の生徒は各自安全点検を行う。
(5) 校内の指定された駐輪場に整列して置く。
(6) 防犯のため複数での登下校を心掛けるとともに、一列縦走を励行し無謀な運転はしない。
(7) 登下校はもとより自転車を運転する時には、交通法規を遵守し安全運転を心掛ける。
(8) 自転車の使用にあたっては、日頃から使用する自転車の安全点検を励行する。
- 3 その他
(1) 事故の場合には、必ず相手の確認をすること。また、学校に直ちに連絡をすること（本人が連絡できない場合には、相手または友人に依頼すること）。
(2) 自転車総合保険等に加入することが望ましい。

旅行・キャンプ・アルバイト等について

- 1 旅行・キャンプ・登山等
旅行・キャンプ・登山等については、保護者等とよく協議して計画を立てること。
なお、登校日、学校行事、指名ゼミ等のある日は避けること。
- 2 アルバイト
アルバイトについては、やむを得ない事情のある場合、事前にホームルーム担任・保護者等・本人の三者で十分話し合い、学校生活・学業に支障のない範囲で決め、「アルバイト許可願」を提出し校長の承認を得ること。